

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………
- ……………（環境局都市地球環境部環境都市づくり課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- ……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………
- ……………（同）…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- ……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…六
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- ……………（同）…七
- 指定障害児通所支援事業者の廃止……………
- ……………（福祉保健局障害者施策推進部居住支援課）…八
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………
- ……………（同）…八
- 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定……………
- ……………（福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課）…九
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ……………（同）…三

## 告示

### ●東京都告示第九百八十三号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第四十条第一項の規定に基づき、（仮称）ザ・ペニンシユラ東京ヘリポート整備事業について、環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）の提出があったので、同条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月七日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社ペニンシユラ東京

代表取締役 マルコム・トンプソン

千代田区有楽町一丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類

（仮称）ザ・ペニンシユラ東京ヘリポート整備事業

飛行場の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、千代田区有楽町一丁目に位置するペニンシユラ東京について、緊急時想定したヘリコプターによる宿泊客等の人員や物資の輸送、さらに地震等の大規模災害発生時には、地域の緊急搬送手段（人員及び緊急物資）として優先的に提供し、地域社会への貢献に寄与するため、消防法で定める建物屋上の既存の緊急離着陸場を、航空法で定める非公共用ヘリポートとして整備するものである。

四 周知地域の範囲

千代田区 千代田、皇居外苑、有楽町一丁目、有楽町二丁目、日比谷公園、霞が関一丁目、霞が関二丁目及び永田町一丁目の区域  
中央区 銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目及び築地一丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、騒音・振動を調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

（一）期間  
平成二十六年七月七日から同月十六日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

（二）時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで

（三）場所

ア 千代田区環境安全全部環境・温暖化対策課

千代田区九段南一丁目二番一号

イ 中央区環境土木部環境政策課

中央区築地一丁目一番一号

ウ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎四階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十六年七月二十八日

(四) 提出先

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八

番一号

●東京都告示第九百八十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十三年東京都告示第六十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月七日

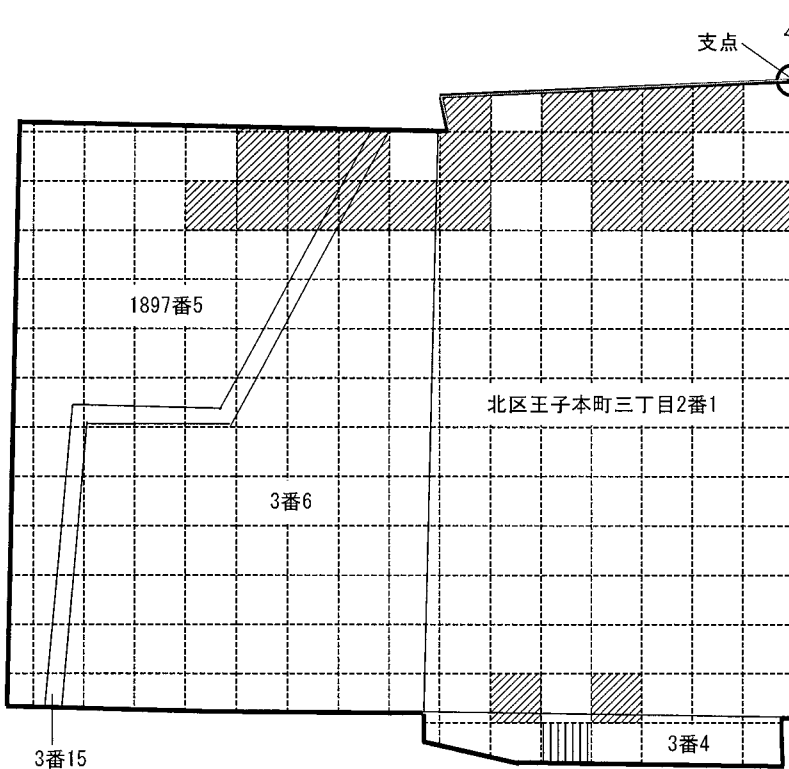
東京都知事 舩 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区王子本町三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



<支点>  
 支点は、北区王子本町三丁目2番1の最北端とする。  
 <格子の回転角度> 84度9分  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 調査対象地
- 単位区画境界線
- 筆境界線
- ▨ 形質変更時要届出区域
- ▤ 指定を解除する区域

●東京都告示第九百八十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

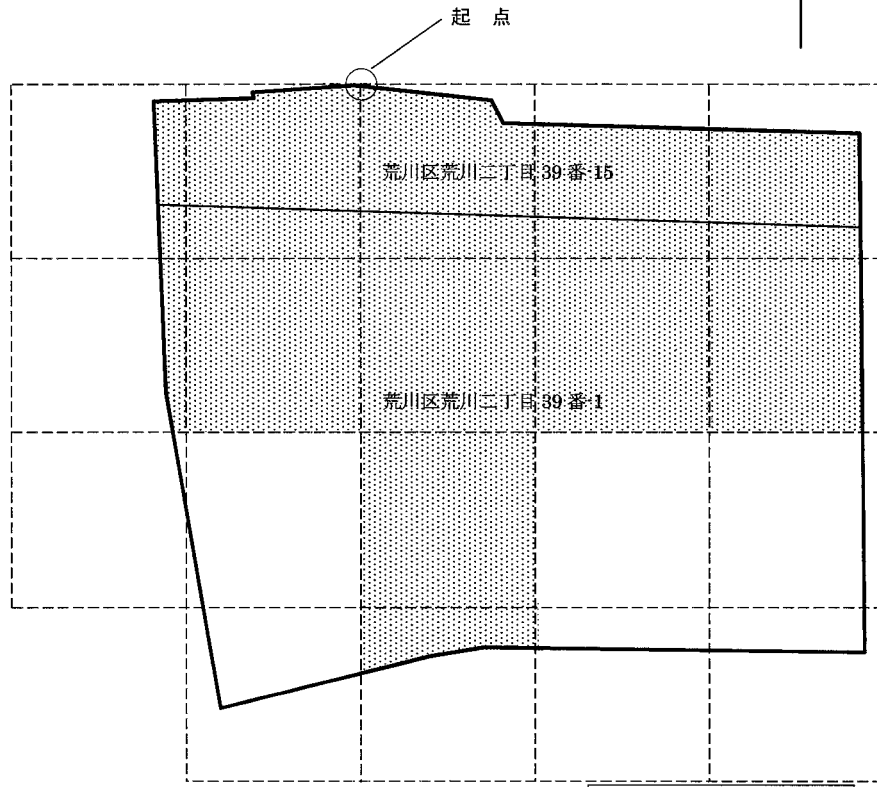
平成二十六年七月七日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区荒川二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図

北



凡例

- 調査対象地
- 筆境界線
- - - 単位区画境界線
- ▨ 形質変更時要届出区域

**起点**

起点は、荒川区荒川二丁目 39 番 15 の最北端とする。

**格子の回転角度：0 度**

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百八十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月七日

東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区東尾久七丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 別表一のとおり

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 別表二のとおり

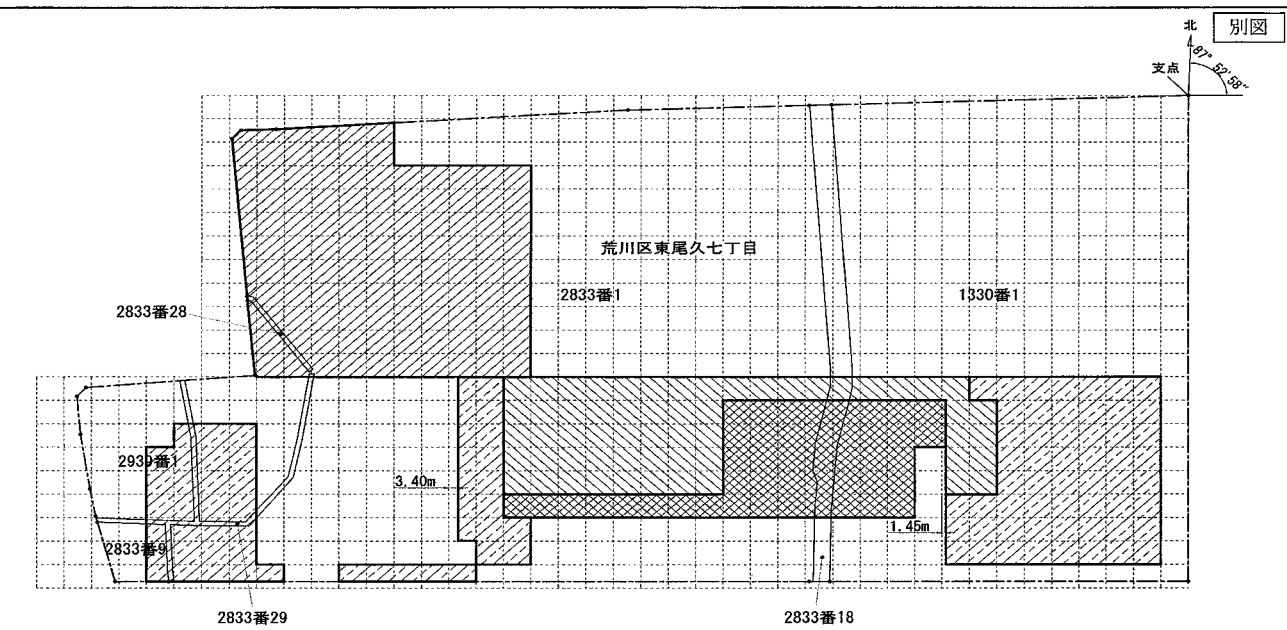
別表一

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物
- 三 ニークロロ四・六・ビス(エチルアミノ)ー
- 三・五トリアジン
- 四 シアン化合物
- 五 N・Nジエチルチオカルバミン酸Sー四ークロロベンジル
- 六 四塩化炭素
- 七 ー・二ジクロロエタン
- 八 ー・ージクロロエチレン
- 九 シスー・二ジクロロエチレン
- 十 ー・三ジクロロプロペン
- 十一 ジクロロメタン
- 十二 水銀及びその化合物
- 十三 セレン及びその化合物
- 十四 テトラクロロエチレン
- 十五 テトラメチルチウラムジスルフィド
- 十六 ー・ートリクロロエタン
- 十七 ー・ー・二トリクロロエタン
- 十八 トリクロロエチレン
- 十九 鉛及びその化合物
- 二十 砒素及びその化合物
- 二十一 ふっ素及びその化合物
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 ほう素及びその化合物
- 二十四 ポリ塩化ビフェニル
- 二十五 有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト及びエチルパラニトロフェニルチオホベンゼンホスホネイトに限る。)

別表二

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物
- 三 シアン化合物
- 四 水銀及びその化合物
- 五 セレン及びその化合物
- 六 鉛及びその化合物
- 七 砒素及びその化合物
- 八 ふっ素及びその化合物
- 九 ほう素及びその化合物

別図

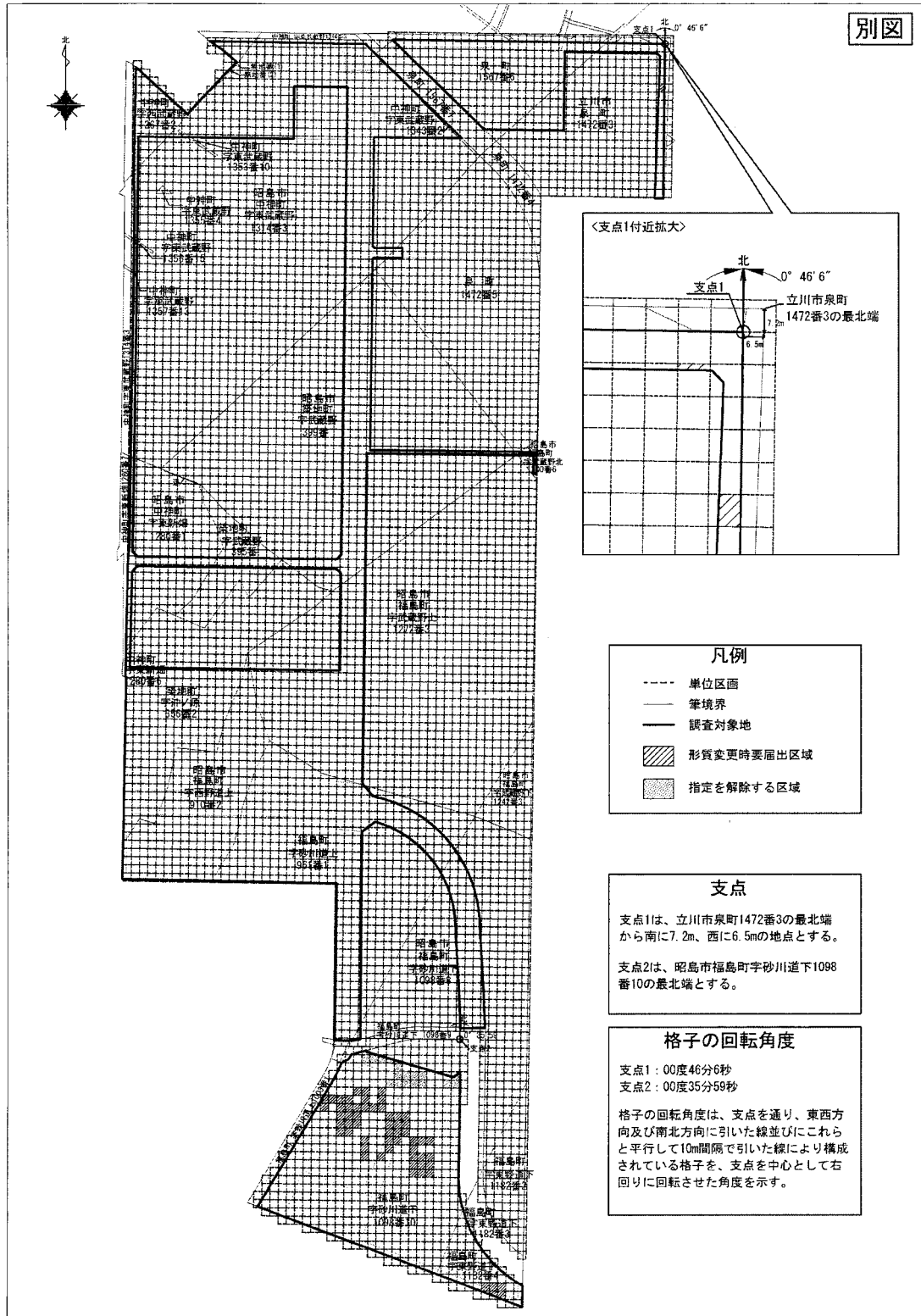


【支点】  
支点は、荒川区東尾久七丁目1330番1の最北端とする。

【格子の回転角度 : 87度52分58秒】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡例】
- XXXX: 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
  - XXXX: 形質変更時要届出区域 (平成25年東京都告示第1484号により指定した区域)
  - XXXX: 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第297号により指定した区域)
  - XXXX: 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第859号により指定した区域)
  - : 単位区画境界線
  - : 敷地境界
  - : 筆境界
  - : 調査対象地

●東京都告示第九百八十七号  
 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一  
 条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千四百八  
 十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同



条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月七日 東京都知事 舩添 要一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(昭島市福島町字砂川道下地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



●東京都告示第九百八十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の十九第二項の規定に基づく届出があったので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第二百二十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月七日

東京都知事 舩 添 要 一

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援（児童発達支援センターでないもの）

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利法人はらっぱ	あおぞら	町田市小川1511	平成26年2月15日

●東京都告示第九百九十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第二百二十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月七日

東京都知事 舩 添 要 一



指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ファイブアカデミー	スマートキッズプラス葛西	江戸川区東葛西6-4-3 第3ロイヤルシラクビル301	平成26年2月1日
特定非営利活動法人星桂教育研究所	ベアーズキッズ	新宿区横町45 さくらビル2階	平成26年3月1日
株式会社ファイブアカデミー	スマートキッズプラス西大島	江東区大島1-30-4 L-TOWER3階	同日

サービスの種類 放課後等デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
KSD株式会社	キッズダイアのみ	墨田区石原4-12-5-101	平成26年2月1日
株式会社ファイブアカデミー	スマートキッズプラス葛西	江戸川区東葛西6-4-3 第3ロイヤルシラクビル301	同日
株式会社オーシャン	ベアーズハウス東豊田	日野市東豊田1-17-1 あずまや1FA	同日
株式会社ファイブアカデミー	スマートキッズプラス芝公園	港区芝3-25-2 黒田芝ビル2階	平成26年3月1日
特定非営利活動法人星桂教育研究所	ベアーズ	新宿区横町45 さくらビル2階	同日
株式会社ArtSpace DragonFly	アトリエほんちよう	目黒区日黒本町6-9-20	同日
株式会社アイン	アインクラブ	大田区池上5-28-1 都普池上5丁目アパート1号棟107	同日
特定非営利活動法人ローカースコープ	放課後等デイサービスボジティブ	大田区仲六郷2-39-7 鈴木ビル1階	同日
株式会社リズム	児童デイサービスリズム西新井	足立区西新井本町1-19-11 1階	同日
日本福祉研究所株式会社	広伸会東新小岩教室	葛飾区東新小岩5-18-1 1階	同日
株式会社ハッピーホーム	ドリームボックス中神	昭島市玉川町2-4-11 ヴェルシヤウ1階	同日

●東京都告示第九百九十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、平成二十六年四月一日付けで身体に障害のある者の診断を担当する医師を指定したの  
で、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十九年東京都規則  
第四百十八号）第四条の規定に基づき、次のとおり告示す  
る。

平成二十六年七月七日

東京都知事 外 添 要 一

1 視覚障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
戸田 郁子	眼科	医療法人社団南青山アイクリニック南青山アイクリニック東京	港区北青山3-3-11 ルネ青山ビル4階
持丸 博史	眼科	慶応義塾大学病院	新宿区信濃町35
長島 佐知子	眼科	いなげ眼科	新宿区高田馬場1-21-10 豊電ビル3階
小畑 亮	眼科	東京大学医学部附属病院	文京区本郷7-3-1
武井 正人	眼科	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22
戸田 淳子	眼科	河北総合病院	杉並区阿佐谷北1-7-3
阿川 毅	眼科	河北サテライトクリニック	杉並区阿佐谷北1-3-12 樺ビルディングB館
		医療法人社団東光会西東京中央総合病院	西東京市芝久保町2-4-19

2 聴覚障害、音声機能障害及び言語機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
武茂 高至	耳鼻咽喉科	医療法人社団成和会西新井病院	足立区西新井本町5-7-14

3 聴覚障害、平衡機能障害、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
山田 智佳子	耳鼻咽喉科	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22
渡邊 統星	耳鼻咽喉科	東京慈恵会医科大学・総合医療センター	葛飾区青戸6-41-2
佐藤 哲也	耳鼻咽喉科	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2

4 そしゃく機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
高橋 洋	リハビリテーション科	東京都台東区立台東病院	台東区千束3-20-5

5 肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
穴戸 孝明	整形外科	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1
荒川 千晶	神経内科	東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17
中林 秀夫	整形外科	医療法人社団港風会みなと整形外科内科クリニック	港区芝浦2-17-13 保坂興産ビル1階
松井 順子	小児科	慶応義塾大学病院	新宿区信濃町35
伊藤 康	小児科	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1
飯塚 秀治	整形外科	医療法人社団大坪会東都文京病院	文京区湯島3-5-7
河野 克己	整形外科	公益財団法人ライフ・エクステンション研究所付属永寿総合病院	台東区東上野2-23-16

高須 雄一	救命救急センター	東京都立墨東病院	墨田区江東橋4-23-15
園川 忠雄	脳神経外科	医療法人社団順江会江東病院	江東区大島6-8-5
梅林 猛	整形外科	品川志匠会病院	品川区北品川1-29-7
大田 快児	整形外科	品川志匠会病院	品川区北品川1-29-7
白石 尚基	リハビリテーション科	医療法人社団あおい会森山リハビリテーションクリニック	品川区西中延1-11-17
		医療法人社団あおい会森山医院	品川区西中延2-8-8
袴田 智伸	形成外科	医療法人社団プラタナス桜新町アーバンクリニック	世田谷区新町3-21-1 さくらウエルガーデン2階
綿貫 誠	整形外科	A R - E x 尾山台整形外科	世田谷区等々力4-13-1
内田 宗志	整形外科	A R - E x 尾山台整形外科	世田谷区等々力4-13-1
西川 洋平	リハビリテーション科	医療法人社団輝生会初台リハビリテーション病院	渋谷区本町3-53-3
松田 美奈子	脳神経外科	医療法人社団大成会長沙病院	豊島区池袋1-5-8
有田 栄一	整形外科	医療法人社団博栄会浮間中央病院	北区赤羽2-21-19
伊東 大	形成外科	東京女子医科大学東医療センター	荒川区西尾久2-1-10
小林 誠	整形外科	帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1
宮坂 輝幸	整形外科	公益財団法人東京都保健医療公社豊島病院	板橋区栄町3-3-1
宮保 俊一	整形外科	ぎほ整形外科	足立区興野1-2-8
祭 友昭	整形外科	さい整形外科クリニック	葛飾区堀切3-35-10 yビル101
竹下 裕	脳神経外科	医療法人社団親和会野猿峰脳神経外科病院	八王子市下柚木1974-1
田宮 亜堂	脳神経外科	八王子脊椎外科クリニック	八王子市館町1163
新井 隆男	救命救急センター	東京医科大学八王子医療センター	八王子市万町173-1
田熊 規方	脳神経外科	社会福祉法人白十字会東京白十字病院	東村山市諏訪町2-26-1
辻 典明	脳神経外科	社会福祉法人白十字会東京白十字病院	東村山市諏訪町2-26-1
前田 和洋	整形外科	東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉町4-11-1
白 勝	整形外科	東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉町4-11-1
許斐 恒彦	整形外科	独立行政法人国立病院機構村山医療センター	武蔵村山市学園2-37-1

6 呼吸器機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
板東 徹	呼吸器外科	一般財団法人聖路加国際メディカルセンター聖路加国際病院	中央区明石町9-1
備神 元博	呼吸器内科	医療法人社団哺育会浅草病院	台東区東浅草1-10-12
横江 琢也	呼吸器・アレルギー内科	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8
奥田 健太郎	内科	公益財団法人東京都保健医療公社荏原病院	大田区東雪谷4-5-10
天野 裕子	呼吸器内科	J R 東京総合病院	渋谷区代々木2-1-3
三輪 晃士	呼吸器内科	医療法人社団大成会長沙病院	豊島区池袋1-5-8
寺門 正裕	内科	医療法人財団織本病院	清瀬市旭が丘1-261

## 7 心臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
佐藤 元	循環器内科	東京通信病院	千代田区富士見2-14-23
志水 秀行	外科	慶応義塾大学病院	新宿区信濃町35
飛川 浩治	内科	はるクリニック西小山	品川区小山6-1-1 ラメゾンシータ101
山口 裕己	循環器外科	昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲5-1-38
榎本 善成	循環器内科	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
小林 城太郎	心臓血管外科	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22
椎葉 邦人	循環器内科	医療法人社団明芳会イムス葛飾ハートセンター	葛飾区堀切3-30-1
奥野 友信	循環器内科	医療法人社団明芳会イムス葛飾ハートセンター	葛飾区堀切3-30-1
市原 哲也	心臓血管外科	医療法人社団明芳会イムス葛飾ハートセンター	葛飾区堀切3-30-1
金村 暁之	心臓血管外科	医療法人社団明芳会イムス葛飾ハートセンター	葛飾区堀切3-30-1
阿多 智之	循環器内科	医療法人徳洲会東京西徳洲会病院	昭島市松原町3-1-1
須藤 恭一	心臓血管外科	公益財団法人結核予防会新山手病院	東村山市諏訪町3-6-1

## 8 腎臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
山本 泉	腎臓・高血圧内科	東京慈恵会医科大学付属病院	港区西新橋3-19-18
田中 哲之	腎臓内科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
島 芳憲	内科	あいらんクリニック	大田区蒲田本町2-23-6
小島 糾	腎臓内科	東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町1163
富安 朋宏	腎臓内科	東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町1163

## 9 ぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
木村 高弘	泌尿器科	東京慈恵会医科大学付属病院	港区西新橋3-19-18
中神 義弘	泌尿器科	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1
寺内 文敏	産婦人科	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1
渡邊 一輝	消化器外科	N T T 東日本関東病院	品川区東五反田5-9-22
深貝 隆志	泌尿器科	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8
五十嵐 敦	泌尿器科	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8
田中 知行	外科	東京急行電鉄株式会社東急病院	大田区北千束3-27-2
面野 寛	泌尿器科	東京急行電鉄株式会社東急病院	大田区北千束3-27-2
林 武徳	外科	東京急行電鉄株式会社東急病院	大田区北千束3-27-2
中原 さおり	小児外科	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22
松本 浩次	消化器外科	医療法人社団明芳会新葛飾病院	葛飾区堀切3-26-5
大川 瑞穂	泌尿器科	日本私立学校振興・共済事業団東京臨海病院	江戸川区臨海町1-4-2

長田 俊一	消化器外科	府中恵仁会病院	府中市住吉町5-21-1
成岡 健人	泌尿器科	東京慈恵会医科大学付属第三病院	狛江市和泉本町4-11-1
渡辺 繁	外科	国民健康保険町立八丈病院	八丈町三根26-11

## 10 小腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
小村 伸朗	消化管外科	東京慈恵会医科大学付属病院	港区西新橋3-19-18

## 11 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
三村 一行	内科	公益財団法人東京都保健医療公社荏原病院	大田区東雪谷4-5-10

## 12 肝臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
小林 功幸	消化器内科	東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町1163

## 13 音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
荒尾 敏弘	リハビリテーション科	独立行政法人国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘3-1-1

## 14 音声機能障害、言語機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
和田 真一	リハビリテーション科	医療法人社団あおい會森山リハビリテーションクリニック	品川区西中延1-11-17

## 15 肢体不自由及び呼吸器機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
北條 彰	小児科	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8

## 16 腎臓機能障害及びぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
森田 伸也	泌尿器科	慶応義塾大学病院	新宿区信濃町35

17 ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
長谷川 智行	外科	医療法人社団順江会江東病院	江東区大島6-8-5
齊藤 準	消化器・一般外科	総合病院厚生中央病院	目黒区三田1-11-7
沖野 哲也	外科	博慈会記念総合病院	足立区鹿浜5-11-1

18 平衡機能障害、音声機能障害、言語機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
今井 英明	脳神経外科	東京大学医学部附属病院	文京区本郷7-3-1
村松 広行	脳神経外科	社会医療法人財団仁医会牧田総合病院	大田区大森北1-34-6
		社会医療法人財団仁医会牧田総合病院蒲田分院	大田区西蒲田4-22-1

19 音声機能障害、言語機能障害、そしゃく機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
佐藤 博紀	神経内科	東京労災病院	大田区大森南4-13-21
高山 泰広	脳神経外科	花と森の東京病院	北区西ヶ原2-3-6
池本 繁弘	形成外科	町田美容皮膚科形成外科	町田市原町田6-14-15 ヴィンテージ4階

20 ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害及び肝臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
渡邊 稔彦	小児外科	独立行政法人国立成育医療研究センター	世田谷区大蔵2-10-1

21 平衡機能障害、音声機能障害、言語機能障害、そしゃく機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
丸山 健二	神経内科	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1
梅津 博道	リハビリテーション科	医療法人社団輝生会初台リハビリテーション病院	渋谷区本町3-53-3
松本 俊介	リハビリテーション科	医療法人社団洪水会第二洪誠病院	足立区栗原4-11-1

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年七月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十六年七月七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 店舗名 原宿クエスト
- 二 店舗所在地 渋谷区神宮前一丁目十三番十四号
- 三 設置者名 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
- 四 設置者住所 千代田区外神田四丁目十四番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 三ツ村 正規
- 六 変更後の設置者の代表者名 牧 貞夫
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社アインファーマシーズほか四名

<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社アインファーマシーズほか二名</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社アインファーマシーズほか二名</p> <p>十 変更前の小売業者の住所 北海道札幌市東区東苗穂五条一丁目二番一号(株式会社アインファーマシーズ)</p> <p>十一 変更後の小売業者の住所 北海道札幌市白石区東札幌五条二丁目四番三十号(株式会社アインファーマシーズ)</p> <p>十二 変更前の小売業者の代表者名 ルドヴィック・マンゾン(プーマジャパン株式会社)ほか</p> <p>十三 変更後の小売業者の代表者名 李 孝(プーマジャパン株式会社)ほか</p> <p>十四 変更日 平成二十五年十一月十一日ほか</p> <p>十五 届出日 平成二十六年六月十七日</p> <p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十七 縦覧期間 平成二十六年七月七日から同年十一月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 玉川高島屋ショッピングセンターマロニエコート</p> <p>二 店舗所在地 世田谷区玉川二丁目二十七番五号</p> <p>三 設置者名 東神開発株式会社</p> <p>四 設置者住所 世田谷区玉川三丁目十七番一号</p>
<p>五 変更前の店舗所在地 世田谷区玉川二丁目千五百八番地一ほか</p> <p>六 変更後の店舗所在地 世田谷区玉川二丁目二十七番五号</p> <p>七 変更日 平成二十一年九月七日</p> <p>八 届出日 平成二十六年六月二十三日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 平成二十六年七月七日から同年十一月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 (仮称)ベイシア青梅店</p> <p>二 店舗所在地 青梅市新町六丁目十六番十五ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社ベイシア</p> <p>四 意見 ア 聴取者 青梅市長</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 平成二十六年七月七日</p>
<p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 收受日 平成二十六年五月十二日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十六年七月七日から同年八月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 成増名店街ビル</p> <p>二 店舗所在地 板橋区成増二丁目二十一番二号</p> <p>三 設置者名 明治安田生命保険相互会社</p> <p>四 意見 ア 聴取者 板橋区長 イ 概要 意見なし ウ 收受日 平成二十六年六月十六日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十六年七月七日から同年八月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 (仮称)京王重機ビル再開発事業</p> <p>二 店舗所在地 渋谷区笹塚一丁目四十七番一号</p> <p>三 設置者名 京王重機整備株式会社</p> <p>四 意見</p>

<p>ア 聴取者 伊 概要</p> <p>ア 聴取者 渋谷区長</p> <p>イ 概要 (ア) 災害対策についての更なる貢献として、防災備蓄スペースの確保と備蓄品の提供、災害発生時に利用できるトイレの提供及び一時滞在場所の確保等、帰宅困難者対策への協力を行うこと。</p>	<p>ウ 収受日</p> <p>ウ 収受日 平成二十六年六月十八日</p> <p>五 縦覧場所</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間</p> <p>六 縦覧期間 平成二十六年七月七日から同年八月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名</p> <p>一 店舗名 (仮称) 新宿中村屋ビル</p> <p>二 店舗所在地</p> <p>二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目二十六番十三号</p> <p>三 設置者名</p> <p>三 設置者名 株式会社中村屋</p> <p>四 意見</p> <p>四 意見 新宿区長 意見なし</p> <p>イ 概要</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日</p> <p>ウ 収受日 平成二十六年六月二十日</p> <p>五 縦覧場所</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間</p> <p>六 縦覧期間 平成二十六年七月七日から同年八月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名</p> <p>一 店舗名 ホームピック立川若葉店</p> <p>二 店舗所在地</p> <p>二 店舗所在地 立川市若葉町三丁目六十一番地一ほか</p> <p>三 設置者名</p> <p>三 設置者名 有限会社三貴</p> <p>四 意見</p> <p>四 意見 立川市長 意見なし</p> <p>イ 概要</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日</p> <p>ウ 収受日 平成二十六年六月二十四日</p> <p>五 縦覧場所</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>一 店舗名</p> <p>一 店舗名 ダイエー大島ショッピング・プラザ</p> <p>二 店舗所在地</p> <p>二 店舗所在地 江東区大島四丁目六番一号</p> <p>三 設置者名</p> <p>三 設置者名 株式会社ダイエー</p> <p>四 意見</p> <p>四 意見 江東区長 意見なし</p> <p>イ 概要</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日</p> <p>ウ 収受日 平成二十六年六月二十四日</p> <p>五 縦覧場所</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>六 縦覧期間</p> <p>六 縦覧期間 平成二十六年七月七日から同年八月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>七 縦覧時間</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>六 縦覧期間</p> <p>六 縦覧期間 平成二十六年七月七日から同年八月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>六 縦覧期間</p> <p>六 縦覧期間 平成二十六年七月七日から同年八月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>六 縦覧期間</p> <p>六 縦覧期間 平成二十六年七月七日から同年八月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

発行 東京都 東京都 印刷所 勝美印刷株式会社  
 電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001  
 電話 〇三(五三三二)一〇一一(代) 郵便番号 112-0002  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

